



世界の平和を、心から祈願！

(勝尾寺にて)

フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

迎春

平成28年 元旦

職場内で回覧しましょう

新年のごあいさつ

一般財団法人
大阪府社会保険協会
会長 石井 純



新年あけましておめでとうございます。

平成28年の年頭にあたり皆様方には健やかに新年をお迎えになられていることとお慶び申し上げます。

平素は当協会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

一般財団法人 大阪府社会保険協会は、健康保険制度および年金制度の普及・広報宣伝をはじめ、被保険者とそのご家族の皆様方の健康づくりや疾病予防等の事業を積極的に推進しているところです。

社会保険制度に関する広報につきましては、日本年金機構・年金事務所ならびに全国健康保険協会大阪支部との緊密な連携を図りながら、毎月『大阪社会保険時報』等をホームページで公開するかたわら、登録いただいた事業所様には、メールマガジンにより『大阪社会保険時報』の掲載をお知らせしております。

会員の事業所様には、年3回発行の『協会だより おおさか』に社会保険事務説明会、年金および労務事務講習会、メンタルヘルスセミナーの開催等をご案内するほか、潮干狩り・海遊館・バスツアー等の利用補助を、また卓球・ボウリング・テニス等各種大会をご案内することにより、多くの皆様にご参加いただいております。

あわせて、ご活用いただければと、社会保険の事務手続きや健康づくりに関する冊子を同封しております。

いずれにいたしましても、皆様方のご期待に沿うよう社会保険制度の普及周知に向け、より一層努力するとともに各種事業を積極的に推進し、被保険者やご家族の皆様方の健康ならびに福利増進に努めてまいり所存でございますので、本年も引き続き会員の皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、皆様のご多幸と会員各事業所様のご発展を心から祈念申し上げまして、新年のごあいさつとさせていただきます。



新年のごあいさつ



日本年金機構 近畿ブロック本部
本部長 福原 元

新年あけましておめでとうございます。

皆様方には、お健やかに新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

日頃より、年金事業の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年6月以来、私ども日本年金機構における年金個人情報流出につきまして、皆様大変なご心配とご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

なりすまし等お客様の情報が不正に利用されることが万が一にもないように、個人情報流出したお客様の基礎年金番号を変更するとともに、該当するお客様がいらっしゃる事業所の事業主様には、10月下旬より変更後の基礎年金番号を順次通知させていただいております。

また、二度とこのようなことがないように、情報セキュリティ対策をより一層強化するとともに、お客様の大切な年金個人情報をお預かりしている責任感・緊張感・使命感を組織の隅々にまで再徹底し、国民の皆様からの信頼に応えられる組織として再生すべく、役職員一同、不断の努力をもって再発防止に真摯に取り組んでいるところでございます。

事業に関しましては、一昨年4月に策定した第2期中期計画に基づき、引き続き年金記録問題に的確に対応し、あわせて「適用」「徴収」「給付」「相談」等の基幹業務の再構築、とりわけ国民年金保険料の納付率向上、厚生年金保険の適正な適用に向けて、取り組みの強化を図ることとしております。

今後とも、国民の皆様の暮らしを支える大切な公的年金制度を守り、事務処理の正確性を確保しつつ、より一層のサービス向上を図りながら、適正かつ効率的な業務運営に努めてまいります。

皆様方におかれましても、引き続き、円滑な年金事業運営の推進にご理解とご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、皆様方の今後ますますのご健勝とご多幸を心より祈念いたしまして、新年のごあいさつとさせていただきます。



全国健康保険協会 大阪支部
支部長 平野 保生

新年あけましておめでとうございます。

皆様方には、お健やかに新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

平素は、協会けんぽの健康保険事業の円滑な推進に格段のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、私ども協会けんぽは、昨年10月で8年目を迎えました。全国で加入者数約3600万人、国民の3.5人に1人が加入する日本最大の医療保険者であり、被用者保険のセーフティーネットとして、日本の国民皆保険制度を支えています。

一方では、その加入者の大半は、収入の低い中小企業の事業主やそこで働く従業員、その家族であり、財政基盤は脆弱です。加えて、高齢化が進展するなかで、協会けんぽの支出約9兆円のうち、約4割は高齢者医療等への拠出金に充てられており、その負担は今後さらに増加していくことが見込まれています。

そのようななか、昨年5月に成立した医療保険制度改革法により、協会けんぽの国庫補助率の16.4%は当面維持され、財政基盤の安定化が図られることとなりました。しかしながら、協会けんぽの財政構造は医療費等の支出の伸び率が賃金の伸び率を上回っており、構造的な問題は依然として変わらない状況であり解決しているわけではありません。協会けんぽとして、引き続き、財政基盤の強化に向けて各方面に働きかけをまいります。

私ども協会けんぽ大阪支部では、発足以来、医療費の適正化と加入者の健康づくりに向けて、さまざまな取り組みを実施しているところでございますが、平成26年の医療法改正により保険者機能の役割の強化が図られ、協会けんぽの基本使命である「加入者および事業主の皆様利益の更なる実現」を目指し、引き続き加入者サービスの向上に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

新年にあたり、皆様方のますますのご活躍とご多幸を祈念申し上げまして、年頭のごあいさつとさせていただきます。

老齢年金を受給されている方へ

公的年金等の 源泉徴収票が送付されます

国民年金・厚生年金から支給される老齢年金は所得税法上「雑所得」として課税の対象になります。

そのため、老齢年金を受給されている方には、平成28年1月31日までに「平成27年分 公的年金等の源泉徴収票」が送付されます。源泉徴収票には、平成27年中に支払われた年金の総額・源泉徴収税額・控除内容などが記載されています。

◎障害年金・遺族年金は所得税法上非課税のため源泉徴収票は発行されません。



確定申告

公的年金等の収入金額の合計額が「400万円以下」で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が「20万円以下」である場合には、所得税および復興特別所得税（※以下、所得税等といいます）の確定申告は必要ありません。

日本年金機構以外の年金の支払者に対して扶養親族等申告書を提出している方や年金以外に給与所得がある方などは、多くの場合、所得税等の確定申告が必要です。

また、確定申告が必要ない場合でも、医療費控除や生命保険料控除などがある方で、所得税等が納めすぎとなっている方は、確定申告をすれば源泉徴収税額の還付を受けることができます。（還付申告）

◎所得税等の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要となることがあります。住民税に関する詳しいことはお住まいの市区役所または町村役場におたずねください。

源泉徴収票の再交付

源泉徴収票が2月になっても届かない場合や、紛失した場合などは、お電話で再交付の申請を受け付けています。お手元に基礎年金番号が確認できるものをご用意のうえ、「ねんきんダイヤル」にお電話いただきましたら、日本年金機構に登録されているご本人様の住所宛に源泉徴収票を送付いたします。

なお、お電話をいただいてから、源泉徴収票を送付するまで2週間程度かかりますので、お急ぎの場合は、お近くの年金事務所または街角の年金相談センターでご相談ください。

ご本人様が来訪される場合

本人確認ができるもの（運転免許証など）、日本年金機構が送付した書類（年金証書や振込通知書など）をご持参ください。

代理の方が来訪される場合

ご本人宛に日本年金機構が送付した書類（年金証書や振込通知書など）のほかに、委任状、印鑑、代理の方の本人確認ができるもの（運転免許証など）をご持参ください。

源泉徴収票の再交付のお申し込みはこちら

「ねんきんダイヤル」

☎ 0570-05-1165

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎ 03-6700-1165

| 受付時間 | 月曜日 | 午前8:30～午後7:00 |
|------|-------|---------------|
| | 火～金曜日 | 午前8:30～午後5:15 |
| | 第2土曜日 | 午前9:30～午後4:00 |

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00までご相談をお受けします。

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日は、ご利用いただけません。

ご不明な点は… 管轄の年金事務所までお問い合わせください



20歳になったら国民年金



国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入し、保険料を納めることが法律で義務付けられています。20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。

これが国民年金のメリットです

その1

老後をずっと支える終身の年金

生きている限り年金が受け取れる一生涯の保障です。

その2

不測の事態に備える保険としての年金

病気やけがで障がい者となったときや一家の働き手が亡くなったときなど、「いざというとき」に障害年金や遺族年金が受けられます。

その3

納めた保険料分は税金の負担が軽減

納めた保険料は全額「社会保険料控除」の対象となり、税金が安くなります。

その4

経済の変動にも対応

賃金や物価の変動にあわせて年金額が改定されるため、年金の実質の価値が保障されます。



国民年金保険料の納付方法は？

平成27年度(平成27年4月分～平成28年3月分)の保険料は月額15,590円です。

国民年金保険料は、年金事務所からお送りする納付書によりお近くの金融機関や郵便局、コンビニエンスストアで納めていただくほか、口座振替、クレジットカードによる納付やインターネットなどを利用した電子納付も可能です。また、保険料を早めに納めることにより、割引される「前納」制度もありますのでぜひご利用ください。

保険料を納めるのが難しい方は？

保険料を納めることが経済的に困難な場合は、本人の申請手続きによって保険料の納付が免除または猶予される制度があります。お住まいの市(区)役所または町村役場の国民年金担当窓口、または年金事務所へご相談ください。

①免除制度(全額免除・一部免除)

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合は申請することにより、保険料の全額または一部が免除されます。

②若年者納付猶予制度

30歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合は申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

③学生納付特例制度

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合は申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

※国民年金に関してくわしくお知りになりたいときは、日本年金機構のホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)をご覧ください。お近くの年金事務所にお問い合わせください。

協会けんぽからのお知らせ

「医療費のお知らせ」を2月中旬に送付いたします

協会けんぽでは、加入者の皆さまに、健康に対する意識を高めていただき、医療保険事業の健全な運営に結びつけることを目的に、年に1回「医療費のお知らせ」を事業主さまあてにお送りしております。今年は下記のとおり実施いたしますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

対象者 協会けんぽ加入者(被保険者および被扶養者)の皆さま

送付先 事業主さま

期間 平成26年10月診療分～平成27年9月診療分
(平成26年12月～平成27年11月に受付した医療機関等からのレセプト等に基づき作成)

時期 平成28年2月8日(月)～平成28年2月12日(金)



- ◆「医療費のお知らせ」を受け取ったことにより、とくに手続き等の必要はありません。
- ◆確定申告(医療費控除)の際の明細書や領収書としてはご使用できませんので、ご注意ください。

◆事業主(事務担当者)さまへのお願い

- ・被保険者の方へ配付をお願いいたします。なお、「医療費のお知らせ」の記載内容は個人情報になりますので、開封せずにそのまま被保険者の方へお渡しください。
- ・退職されている等の理由で「医療費のお知らせ」をお渡しいただくことができない場合は、お手数ですが同封の返信用封筒にて当協会あてにご返送をお願いいたします。

平成27年度ジェネリック医薬品軽減額通知を送付いたします 2回目

通知対象

- ・35歳以上の主に生活習慣病(高血圧、糖尿病、高脂血症等)や慢性疾患(喘息、リウマチ等)などの先発医薬品を長期間服用されている方
 - ・お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方
- ※すべての加入者の方に通知されるものではありません。

●平成28年2月下旬に発送予定です

前年度実績

平成26年度の実施では1回目の通知で約28%の方が、2回目の通知で約26%の方がジェネリック医薬品へ切り替えられ、全国の医療費の軽減額は年間約157億円(単純推計)となりました。

大阪支部のさらなる取り組みとして

大阪支部では今年度より、『花粉症治療薬、アレルギー性鼻炎等』についてのジェネリック医薬品軽減額通知をお薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方を対象に、平成28年1月下旬から順次送付いたします。



※ジェネリック通知は加入者(被保険者)の方の住所へ直接送付いたします。

被扶養者の方が該当された場合、通知書の宛名は〔被扶養者さまの氏名〕、送付先住所は〔被保険者さまの住所〕となります。

協会けんぽからのお知らせ

平成28年度 生活習慣病予防健診・特定健康診査のご案内

35歳から74歳までの
被保険者さま対象

生活習慣病予防健診



対象者を印字した**申込書**は、3月末をめどに
順次、**事業主さま(事業所あて)**へお送りします。

- ※平成28年1月時点(予定)で協会けんぽに登録されている被保険者情報をもとに申込書の印刷をしています。
- ※平成28年1月以降に、新たに被保険者になられた方で、補助の対象年齢の方が生活習慣病予防健診を受けられる場合は、手書き用の申込書でお申し込みください。

40歳から74歳までの
被扶養者さま対象

特定健康診査



平成28年度につきましても、
被保険者さまのご登録住所あてに
被扶養者さまの受診券をお送りします。

- ※平成28年1月時点(予定)で協会けんぽに登録されている被扶養者情報をもとに受診券を発券しています。
- 平成28年1月以降に、新たに被扶養者になられた方は、**受診券申請書にて交付申請**をしていただく必要があります。

受診券は平成28年4月以降に順次送付いたします

- ※被保険者さまのご自宅に**郵送できなかった方などの受診券**につきましては、**事業主さまあてに送付**いたしますので、被保険者さま等を通じ、被扶養者さまのお手元に届くようご協力をお願いいたします。

健診の内容、健診実施機関一覧等の詳細は、お届けする健診のご案内、および協会けんぽのホームページをご覧ください。

！ご注意ください！

現在、**インターネットサービス(情報提供サービス)**を利用した、**健診補助対象者さまのデータダウンロード**、および**データアップロードによるお申込サービス**を一時休止しております。ご迷惑、ご不便をおかけして大変申し訳ありませんが、**紙の申込書でのお申し込み**を何卒よろしくお願いたします。ご利用可能となりましたら、ホームページ等でお知らせいたします。

お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部

電話 06-7711-4300(自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

協会けんぽ 大阪

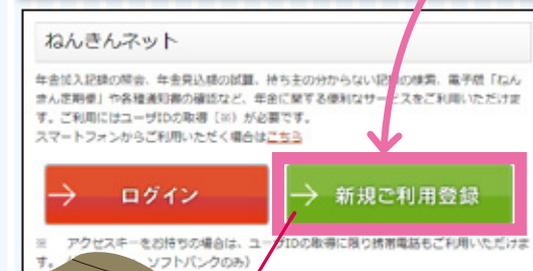
検索

「ねんきんネット」のご利用登録を！

1 日本年金機構のホームページにアクセス

日本年金機構のホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) にアクセスしていただき、画面右側の「ねんきんネット」ボタンをクリックします。

※画面イメージは変更される場合があります。



「ねんきんネット」
トップ画面が
表示されますので、
「新規ご利用登録」
ボタンをクリックします。

●登録には基礎年金番号が必要となります。

※基礎年金番号は、年金手帳や、平成22年度以前にお送りした「ねんきん定期便」などで、事前にご確認ください。

●アクセスキーをお持ちの場合は、携帯電話からもユーザIDの申し込みができます。右記バーコードをご利用ください。

※申込時の通信料はお客さまのご負担となりますので、ご注意ください。



2 「ねんきんネット」サービスご利用登録

●アクセスキーとは…

お客さまの誕生月に送られる「ねんきん定期便」に、平成23年4月より同封されている17ケタの番号です。

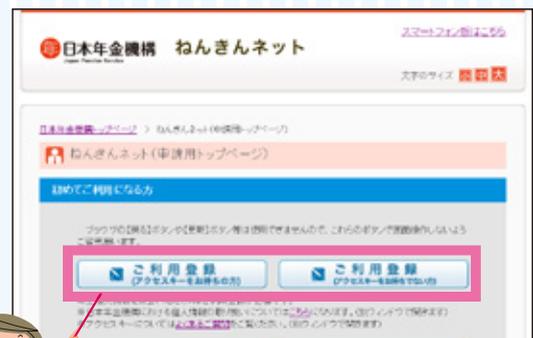
①アクセスキーをお持ちの方

アクセスキーで登録すると、ユーザIDが即座に発行され、「ねんきんネット」サービスが利用できるようになります。

なお、アクセスキーの有効期限は発行から3カ月です。

②アクセスキーをお持ちでない方

アクセスキーをお持ちでない場合は、年金事務所の窓口で発行することも可能です。ご希望の方は、お近くの年金事務所にご相談ください。



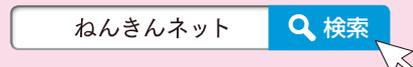
「ねんきんネット(申請用トップページ)」が表示されますので、アクセスキーの有無に応じて「ご利用登録」ボタンをクリックしてください。



スマートフォンの方は
こちらからアクセスできます。



くわしくは、「ねんきんネット」で検索



http://www.nenkin.go.jp/n_net/

電話でのお問い合わせは、

「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」へ

0570-058-555

050から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1144

《お詫びと訂正》

「大阪社会保険時報」平成27年12月号（第820号）に掲載しました「硬式テニス大会」の結果について

(正) 女子ダブルス (Bクラス) 優 勝

小田 利恵 (株) リープ)

佐々木令子 (京阪紙工 (株))

第3位

山本 円 (豫洲短板産業 (株))

柘屋 智美 (豫洲短板産業 (株))

(誤) 女子ダブルス (Bクラス) 優 勝

山本 円 (豫洲短板産業 (株))

柘屋 智美 (豫洲短板産業 (株))

第3位

小田 利恵 (株) リープ)

佐々木令子 (京阪紙工 (株))

訂正してお詫び申し上げます。